

事 務 連 絡

平成 28 年 12 月 13 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 伊藤 淳

〔公 印 省 略〕

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の参考送付について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「建設工事従事者の安全・健康の確保に関する議員立法の制定」に向けた動きについては、本年 3 月 17 日開催の理事会においてご報告し、また、平成 28 年 2 月 23 日付の全建労発第 100 号により法律案の概要を送付する等、情報提供や与党ヒアリング対応等適切な対応に努めてきたところです。

法律案は、当初の与党原案から民進党との協議を経て一部修正のうえ、平成 28 年 12 月 9 日に衆議院本会議で別添のとおり可決成立いたしましたので、ご参考までにお送りいたします。

なお、これまでお知らせしたとおり、成立しました法律につきましても、

- ① 先行手すり足場の設置の義務化やそれに繋がる条文が盛り込まれていないこと
- ② 適正な請負金額・工期の設定が、公共工事と民間工事とで同じ扱いで規定されていること
- ③ 国は建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、基本計画を策定することや「建設工事従事者安全健康確保推進会議」等を設ける

といった特段の問題がない内容となっているものと承知しております。

担当：労働部 長尾